

静岡県×武道ツーリズムの推進に係る広報用動画制作業務委託仕様書

1 要旨

県が推進する武道ツーリズムについて、Web サイトや SNS、展示会等において、訪日外国人や旅行会社に向けた需要喚起、及び、武道競技団体へ武道ツーリズム啓蒙の一端を担う広報用動画を制作することにより、静岡県における武道ツーリズムの推進を図る。

2 業務委託の期間

委託契約締結日から令和 7 年 3 月 14 日（金）まで

3 業務の概要・範囲

(1) 事業管理

- ・提案事業に係わる事業運営の管理全般

(2) 動画の内容

- ・静岡県を代表する景勝地や観光地、武道に関連する施設などを活かし、武道を通じて静岡県への誘客や武道体験を喚起する動画を制作すること。
- ・2～3分程度の動画2本、ダイジェスト版またはショート動画（15秒～30秒程度）を3本、計5本の動画を制作すること。
- ・不特定多数（多言語）の視聴者を意識し、文字や説明文（テロップ）等は極力少なくし、視覚的に訴求する動画を制作すること。また文字を使用する場合は英語表記とする。
- ・以下に記載する静岡県武道協議会に属する武道競技団体のうち、少なくとも5団体の競技に係わる内容を、動画内へ盛り込むこと。

静岡県武道協議会 加盟団体一覧	
静岡県弓道連盟	静岡県武術太極拳連盟
静岡県なぎなた連盟	静岡県少林寺拳法連盟
静岡県銃剣道連盟	一般社団法人 静岡県剣道連盟
静岡県空手道連盟	静岡県相撲連盟
静岡県柔道協会	静岡県合気道連盟

(3) 取材・撮影

- ・空撮やタイムラプス等の映像技術を活用するほか、4Kデジタルシネマカメラを使用し撮影すること。

※ロケ地にてドローン撮影する等、撮影地に係わる許可申請については、受託者が行う。

※武道競技団体への撮影協力は、県と受託者が協業して行う

(4) 編集の方法

- ・静岡県で武道を体験することを喚起すること、武道とツーリズムが関係することを啓蒙することが目的であるため、決して単調な「静岡県」や「武道競技」の紹介動画にならないよう、動画構成すること。

- ・映像の世界観に合った音楽（BGM）を制作すること。既存のBGMを編集する場合は、フリー音源で無期限使用可のものを使用すること。
- ・成果物の動画は、YouTube や SNS、Web サイトでの掲載を予定しているため、冒頭 5 秒程度では、視聴者の目を惹くような演出（工夫）を施すこと。

(5) 動画の校正

- ・編集した動画の内容確認は、2 回以上とする。

(6) 動画の仕様

- ・YouTube 等に掲載できるよう動画の保存形式は MP4 等の汎用性の高いものとする。

(7) 完了報告書の作成

令和 7 年 3 月 14 日（金）までに、成果物の提出、及び、完了報告書の作成と提出をすること
更なる武道ツーリズムの推進につながる提案や事業展開の提言

4 成果品の帰属

本委託業務の成果品の権利はすべて委託者に帰属する。

5 守秘義務

受託者は、この事業遂行の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

6 納品物

制作した動画 5 本は、持ち運びが容易な記録媒体（USB 等）に保存し、2 つ以上納品すること。

7 納品先

静岡県スポーツ・文化観光部 スポーツ局 スポーツコミッション担当室
住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号（静岡県庁別館 20 階）

8 その他

- (1) 上記のほか、本業務に関して更に必要な業務等がある場合は、幅広く提案し、県と協議の上実施すること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は県と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (3) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本業務において、個人情報を取り扱う作業を行う場合は、起こりうるミスやインシデントを想定し、情報セキュリティ対策を徹底すること。
- (5) 本業務を執行する上で関連して必要となる事項で、本仕様書に記載されていないものについては、県及び受託者の協議により決定する。